

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
1. 人と自然との共生の確保	1-1 自然とのふれあいの推進	1-1-1 優れた自然保全 1-1-2 自然とのふれあいの増進	<p>○自然公園 老朽化施設の修繕等を行い、利用者の安全確保に努めるとともに、ホームページや各種広報手段によるPR活動を実施 ・自然公園利用者数 実績H24: 7,993千人、H25: 8,825千人 (目標H27: 7,950千人)</p> <p>○自然系博物館 企画展や観察会等のイベントを開催し、自然環境に関する学習の機会を提供 ・サヒメル、ゴビウス、アクアスの入場者数 実績H24: 658千人、H25: 678千人 (目標 H27: 660千人)</p> <p>・サヒメルの自然観察会参加者数 H24: 14千人→H25: 13千人(目標 毎年度: 10千人)</p> <p>・自然観察員等ボランティア対象研修会(隔年実施)の参加者数 H25: 16人(目標 毎年度: 80人)</p> <p>○埋没林公園 集客対策として、開館時間の繰上げや、県民無料招待企画を実施</p> <p>○隠岐世界ジオパーク 隠岐諸島が世界ジオパークに認定(H25.9.9)</p>	<p>○自然公園 施設の老朽化に加え、比較的新しい施設でも大小の故障あり</p> <p>○自然系博物館 施設や設備の老朽化、集客力の向上</p> <p>○埋没林公園 利用者の減少、展示内容の固定化、安全性の確保</p> <p>○隠岐世界ジオパーク 案内担当者の不足、施設の老朽化、自然環境基礎資料の不足</p>	<p>○自然公園 施設の利用頻度や重要度等に応じて計画的に改修するとともに、老朽化施設は必要性を検討した上で撤去等を実施 ボランティア等を活用して施設の点検整備等を実施</p> <p>○自然系博物館 計画的な施設の修繕、企画展や広報活動の一層の充実等による魅力向上対策の強化</p> <p>○埋没林公園 無料招待企画、開館時間の繰上げ等により県民認知度の向上を図るとともに、小中学校及び県民向けに学習PR活動を推進 今後の保存、展示方法を検討</p> <p>○隠岐世界ジオパーク ジオガイドの養成、トイレ等の改修、生物調査等を実施</p>
	1-2 生物の多様性の確保	1-2-1 野生動植物の保護と管理	<p>○希少野生動植物の保護対策 「しまねレッドデータブック(動物編)」を改訂 保護管理計画に基づき、大学、自然保護団体と協働して、モニタリング・保護活動実施 ボランティアで巡視活動等を行う巡視員等を認定 ・希少野生動植物保護巡視員・巡視団体の認定数 H25実績: 15(目標 H32: 50)</p> <p>○外来生物対策 県鳥獣保護事業計画で、狩猟免許を有していない者も一定の要件を満たせば捕獲許可対象者とし、各市町村における外来生物(アライグマ・ヌートリア)の捕獲体制の強化が図られるよう制度整備</p> <p>○大型動物の保護対策 わなに誤って捕獲された個体を放獣(ツキノワグマ)、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲対策や被害防除対策を実施(ニホンジカ)</p>	<p>○希少野生動植物の保護対策 販売目的での希少野生動植物の捕獲や採取が増加</p> <p>○外来生物対策 生態系に影響を及ぼす外来生物の増加による、在来種の生息・生育環境の悪化</p> <p>○大型動物の保護対策 人身被害・農林作物被害(ツキノワグマ)、管理目標頭数180頭の早期達成(ニホンジカ)</p>	<p>○希少野生動植物の保護対策 希少種情報の収集整理を継続するとともに、条例に基づく保護対象種の新規指定や保護巡視員等による監視体制を強化</p> <p>○外来生物対策 関係部局と調整しながら、市町村等が早期に適切な対策を講じられるよう情報提供や指導を実施</p> <p>○大型動物の保護対策 広報等による注意喚起・作物被害軽減の現地指導等を実施(ツキノワグマ)、出雲市と連携して捕獲強化策を推進(ニホンジカ)</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
	1-3 森林・農地・漁場の保全と活用	1-3-1 森林・農地・漁場環境の保全	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養、県土保全等の重要な役割がある森林を保安林に指定するとともに、造林事業等による植栽・間伐等の保育管理を実施(植栽 567ha、間伐 3,855ha) ・新規林業就業者の確保 目標:50人 → 実績:71人 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね企業参加の森づくり制度により、10企業・団体(H25)が11箇所、約47haの森づくり活動を実践 ・「島根CO2吸収認証制度」(H22～)に19社が参画、約60haの整備を支援 ・水と緑の森づくり事業(H17～)で荒廃森林を再生 H25実績: 708ha(H22～25実績 2,919ha) 1期対策(H17～21)目標:3,500ha → 実績3,600ha超 2期対策(H22～26)目標:3,500ha <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害は、出雲市や隠岐の島町等で予防措置や駆除措置を重点的に実施した結果、近年被害量は漸減傾向 ・ナラ枯れ対策として、被害の散在地域は予防措置と駆除措置、集団発生地域は被害林の面的伐採を実施 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産木材を生かした木造住宅支援に加え、H23から木造建築に詳しい建築士の養成や住宅を除く民間建築分野の木造化・木質化を支援 ・バイオマス利用の支援 <p>○エコロジー農産物の推奨面積は増加し、農薬や化学肥料の使用を極力抑えて栽培する農業が徐々に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジー農産物の推奨面積 実績H24:1,191ha、H25:1,199ha(目標H27:1,350ha) ・エコファーマー制度・エコロジー農産物推奨制度の改正(H26.3)→事務手続きの簡素化 	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定にあたり、土地境界や相続等の権利問題あり ・木材価格の低迷等林業収入の減少による、森林所有者の経営意欲の低下 ・新規林業就業者の安定確保 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに多くの企業等の森林整備への参加促進と、県民の「森づくり活動への参加」の機会の創出 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害は、予防措置や駆除措置を組み合わせた継続的な防除対策が重要だが、激害地では更なる対策が必要 ・ナラ枯れは、被害区域が県東部を中心に拡大している地域もあり、監視体制の継続と防除対策が必要 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各段階における県産木材の利用推進 ・木材価格の低迷等による伐採の手控え・需給ギャップの発生等の中、材料となる原木の増産、安定供給 <p>○エコファーマーの総数が減少</p> <p>○エコロジー農産物の認知度向上</p>	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林は、要整備地での治山事業等による森林整備と、森林の循環利用による公益的機能の高度発揮 ・造林事業等は、森林経営計画の作成による森林の経営管理の集約化、集約化施策に必要な路網の整備、高性能機械の導入などの条件整備 ・森林組合等、林業事業体の経営基盤の強化による林業就業者の所得向上などの処遇改善 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の地球温暖化への関心を森林整備につなげ定着化させるため、制度拡充とPR ・県民のアイデアと参加による森づくり事業や森林野外体験教室などを通じ、県民の森づくりへの参加を推進 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村と連携し、守るべき松林とその周辺において予防措置や駆除措置、樹種転換等を組み合わせた防除対策を実施 ・ナラ枯れは、予防・駆除の継続と、高齢林の伐採・若齢林への誘導により被害を受けにくい森林に転換 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各分野での利用促進の継続と、特に原木の増産・安定供給対策を実施 <p>○エコファーマー制度・エコロジー農産物推奨制度の改正に係る生産者への内容周知、消費者へのPR</p>
	1-4 景観保全と快適な生活空間の形成	1-4-2 良好な景観の保全と形成	<p>○景観計画を策定作業中の浜田市、益田市、江津市に指導助言を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定自治体 H25末累計実績:5市町(目標 H32:8市町村) 	<p>○計画策定の基礎調査に費用と人手が必要</p>	<p>○助言指導や補助制度を通じて市町村の景観計画策定を支援</p> <p>○自主的かつ継続的な景観づくりが行われるよう、地元市町村と連携して地域への普及啓発を実施</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
2. 安全で安心できる生活環境の保全	2-1 水環境等の保全	2-1-1 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進	<p>○公共用水域(全般) 工場、事業場の計画的な監視・指導及び生活排水対策により、公共用水域への汚濁の流入は減少、公共用水域(河川、湖沼、海域)の環境基準達成率は昨年度よりもやや改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOD・CODの環境基準達成率(河川、湖沼、海域) H24: 70.6%→H25: 73.5%(目標 H32: 85.3%) ・健康項目に係る環境基準達成率 H24: 100%→H25: 100%(目標 H32: 100%) ・海水浴場の水質状況(特に良好・良好の箇所数) H24: 30箇所→H25: 30箇所(目標 H32: 30箇所) ・污水处理人口普及率 H24: 74.0%→H25: 76.2%(目標 H30: 概ね8割) <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 第5期湖沼水質保全計画に基づき、宍道湖・中海の水質保全に係る各種施策を総合的に実施 両湖に流入する汚濁負荷量は減少しているものの、湖沼水質計画の目標値を達成していない状況 加えて近年、アオコや水草等が異常発生</p>	<p>○公共用水域(宍道湖・中海) 湖沼水質保全計画に基づき、下水道等污水处理施設の整備等による流入負荷の削減により、宍道湖・中海の水質改善につながると見込んでいたが、湖内水質に大きな改善は見られない。このため、H22年度から専門家による汚濁メカニズム解明ワーキングで検討を行い、一定の知見が得られたものの、未解明の部分が多い。</p>	<p>○公共用水域(全般) 污水处理施設の普及率及び接続率の向上を市町村とともに推進</p> <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 流入汚濁負荷の一層の削減及び効果的な湖内浄化対策を行うための科学的知見の蓄積をすすめる。 第6期湖沼水質保全計画(H26～30)の策定にあたっては、親水性や生態系など水質項目以外の新たな視点も考慮し検討 アオコ・水草について、国等と連携して調査研究を進めるとともに、対策を試験的に実施</p>
	2-2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策	<p>2-2-1 工場・事業場対策の推進</p> <p>2-2-2 自動車排出ガス対策の推進</p>	<p>○大気汚染防止法等に基づき、大気汚染物質の監視・指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成率 H25実績: 二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質 100%(目標: 毎年度100%) <p>○大気汚染注意喚起の実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5に係る注意喚起実施要領の策定 ・光化学オキシダント注意報、PM2.5注意喚起実施マニュアルの作成 <p>○PM2.5について、県民への注意喚起体制を整備するとともに、測定局の増設や測定値のリアルタイム公表を実施</p> <p>○フロン回収・破壊法等の適正な運用や関係事業者団体等への制度周知により、フロン回収等を推進</p> <p>○酸性雨の調査研究を、国等の研究機関と連携して実施</p>	<p>○大気汚染注意喚起体制の充実と、常時監視体制の維持</p> <p>○PM2.5の健康影響等に係る県民への情報提供</p>	<p>○事業場等の監視・指導を引き続き実施</p> <p>○大気汚染注意喚起について、関係機関と連携して適切に対応</p> <p>○PM2.5の健康影響に関する知見の充実と、県民に対する分かりやすい情報提供、注意喚起実施の精度の高い判断方法について、国に要望</p> <p>○フロン回収の制度周知を引き続き実施</p> <p>○国等と連携し、酸性雨の調査・研究を引き続き継続</p>
	2-3 化学物質の環境リスク対策	2-3-1 化学物質の適正管理	<p>○PCB廃棄物は、島根県PCB廃棄物処理計画に基づき、保管事業者が処理施設(日本環境安全事業株式会社北九州事業所)に搬入して適正に処理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の保管事業所数 H25実績: 306事業所(目標 H28: 0事業所) 	<p>○PCB廃棄物は、県内に無害処理認定施設がないこと、処分費用に対する補助制度がないことから、法定処理期限内(H39年3月まで)に処理が必要</p>	<p>○PCB廃棄物処理計画に基づき適正処理を推進するとともに、保管事業者の掘り起こし等早期処理を促進</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
		2-3-2 ダイオキシン類対策	<p>○ダイオキシン類調査測定計画に基づく環境監視において、大気、水質、土壌等いずれも環境基準を満たしており、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の自主測定検査結果報告及び行政測定においても排出基準を満たしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の環境基準達成率 H25実績: 100%(目標 H32: 100%) 	-	○ダイオキシン類調査測定計画等に基づき指導・監視等を引き続き実施
	2-4 原子力発電所周辺環境安全対策の推進	<p>2-4-1 安全協定の厳格な運用</p> <p>2-4-2 原子力広報の充実による県民理解の向上</p> <p>2-4-3 原子力災害を想定した防災体制の充実</p>	<p>○原子力発電所周辺の放射線を測定して周辺環境への影響を調査するとともに、広報誌の発行や施設見学会の開催等、原子力についての県民理解を深める活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺の放射線量(島根原発起因分) H25実績: 0mSv(目標 毎年度: 0.05mSv以下) ・原子力広報誌の年間発行回数 H25実績: 5回(目標 毎年度: 4回以上) ・原子力施設見学会の開催回数 H25実績: 4回(目標 毎年度: 4回以上) ・原子力講演会の開催回数 H25実績: 3回(目標 毎年度: 1回) ・原子力防災訓練の開催回数 H25実績: 1回(目標 毎年度: 1回) 	<p>○これまで実施してきた原子力についての理解を深める広報活動に加え、放射線に対する正しい理解の普及や、原子力防災・安全対策に関する情報提供について、積極的に実施する必要あり</p> <p>○原子力災害対策重点区域(概ね30km圏内)の関係自治体(島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市)と一緒に、防災体制の更なる見直しを図る必要あり</p>	○福島第1原子力発電所の事故を踏まえた、国のさまざまな見直しは未だ途中で、引き続き国の対応を注視(国の見直し状況を踏まえ、島根県における原子力安全対策及び防災対策についても適切に対応)
3. 地球環境保全の積極的推進	3-1 地球温暖化対策の推進	<p>3-1-1 温室効果ガス削減対策の見える化</p> <p>3-1-2 島根県地球温暖化対策協議会を中心として地球温暖化対策を全県で展開</p>	<p>○環境家計簿の登録世帯数や省エネ診断事業所の増加により「見える化」を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 環境家計簿(web版)の登録世帯数 H24: 34世帯 → H25: 138世帯 ・事業所の省エネルギー診断(エコアドバイザー派遣) H25診断事業者数: 17事業者 <p>○省エネ診断受診後の省エネ対策の実施状況や実施できない要因を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断フォローアップ調査 H25実施状況調査: 145社、H25現地調査: 10社 <p>○温室効果ガス排出量の状況(現在取りまとめ中)</p> <p>○市町村協議会設置市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22末: 9市町 → H23末: 10市町 → H24末: 11市町 → H25末: 12市町 <p>○島根県地球温暖化防止活動推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進員数に対して体系的な研修(実践研修、専門研修、視察研修)を実施 H24.12月: 第6期96名を委嘱 	<p>○地球温暖化防止に資する具体的な省エネ行動の強化</p> <p>○県(県温暖化対策協議会)と市町村(市町村地域協議会)の連携</p> <p>○全市町村への協議会設置</p> <p>○制度や推進員の認知度向上</p>	<p>○省く・やめる・下げるという「我慢の省エネ」ではなく、足す・始める・上げるという新しい取組方法を紹介し、誰でも取り組める省エネ・節電を普及啓発</p> <p>○市町村、市町村地域協議会のニーズを踏まえつつ、連携を強化</p> <p>○未設置市町村への設立働き掛け</p> <p>○県、しまね自然と環境財団、中小企業団体中央会、市町村、市町村地域協議会、地球温暖化防止活動推進員の連携を強化</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
		3-1-3 森林資源の積極的な活用による森林資源の循環	<p>○「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を策定 ・森林のCO2吸収作用の保全強化等のため間伐目標面積を設定 実績H25: 3,825ha(目標H25~32: 39,200ha)</p> <p>○島根CO2吸収・固定量認証制度について、15の企業・団体に対し、16件、約315トンの二酸化炭素吸収量を認証</p>	<p>○H26から国庫補助事業での間伐実施ができなくなったことから、間伐実施面積の減少を懸念</p> <p>○吸収制度、固定制度ともに認知度向上に向けた普及啓発活動</p> <p>○企業等のニーズに応じた制度拡充の検討</p>	<p>○森林経営計画の策定促進により、森林整備面積を確保</p> <p>○企業・団体に対して森づくりへの参画を促し、参画してもらうことで、企業の社会貢献の一手法である当該制度を定着化</p>
		3-1-4 しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進	<p>○再生可能エネルギー導入に向けた機運の高まり(研究会、調査等)</p> <p>○補助制度や固定価格買取制度等により太陽光発電の導入が促進 ・太陽光発電 H22: 24,771kw→H25: 86,941kw ・風力発電 H22: 128,334kw→H25: 128,250kw ・バイオマス発電 H22: 3,855kw→H25: 6,288kw ・クリーンエネルギー自動車 H22: 7,379台→H25: 21,432台</p> <p>○企業による木質バイオマス発電施設着工(2件) ・H25.4.30~H27.3.31: 工事期間 ・H27.4.1~: 発電開始予定(発電規模 18,950kw)</p> <p>○次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの策定(H25.6) ・56件の適合確認申請あり(H26.3末現在)</p>	<p>○全県的な取組への拡大</p> <p>○風力発電は、初期投資が多額なことや、発電施設の立地に限りがあること等から導入が伸び悩む</p> <p>○木質バイオマス発電施設に供給する燃料用チップの安定供給体制の確保</p>	<p>○島根県再生可能エネルギー導入促進協議会等を通じて、市町村と連携しながら地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進</p> <p>○補助制度の導入や発電事業者への適切な情報提供</p> <p>○新たな新エネルギー計画策定に向けた検討委員会の開催</p> <p>○県内の林業関係者による木質バイオマスの広域的な安定供給体制の検討</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
4. 環境への負荷の少ない循環型社会の推進	4-1 3Rの推進に向けた意識の醸成	4-1-1 3Rの推進に向けた意識の醸成	<p>○市部から町村部へのレジ袋無料配布中止の拡大 H22: 3市→ H23: 7市→ H24: 8市→ H25: 8市1町実証</p> <p>○島根スサノオマジックと連携してリユース食器のモデル事業を実施 約58kgのゴミを削減</p> <p>○県民向け廃棄物理解促進事業(リサイクル施設等バスツアー)の実施 H25実績: 54名参加(県内3地区、6事業所に訪問)</p>	<p>○未実施町村部への拡大、市部での参加店舗の拡大、業態が異なる店舗での啓発</p> <p>○リユース食器の認知度が低く、導入にはマンパワー、コスト、継続使用の動機付けが必要</p> <p>○3Rの普及と環境教育の推進</p>	<p>○実施市町村の取組状況を他の市町村へ情報提供し、レジ袋無料配布中止の取組を支援</p> <p>○環境や地域振興等のイベントへ拡大するため、市町村・地域振興部等と連携しての普及啓発が必要</p> <p>○産業廃棄物の適正処理等への県民の一層の理解促進(3Rに取り組む地元企業のリスト化と情報発信)</p>
4-2 環境への負荷の少ない適正処理の推進	4-2-1 環境への負荷の少ない適正処理の推進	4-2-1 環境への負荷の少ない適正処理の推進	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視パトロール体制の維持、強化 産業廃棄物監視専門員数 H23: 3名→H24: 3名→ H25: 4名 ・不法投棄防止監視カメラ数 H23: 48台→ H24: 50台→ H25: 56台 ・重点監視地区数 H23: 8地区→ H24: 8地区→ H25: 8地区 ・不法投棄防止合同パトロールの実施 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の財源措置による海岸漂着物の回収等 H21~H24: 298百万円 (地域グリーンニューディール基金事業) ・H25~H26: 1,000百万円 (海岸漂着物地域対策推進事業) ・県単海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金による市町村への支援 H23: 2,438千円→ H24: 2,369千円→ H25: 2,295千円 	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄に対する県民意識の向上 ・広域的な事犯の発生対応の準備 ・必要な監視人員体制の継続的な確保 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による財源措置 ・国内外の発生源対策 ・海岸管理者による対策 	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発活動の強化 ・隣県等広域的な連携の強化 ・監視人員体制の強化 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国への要望活動を継続 ・発生源対策事業の推進

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
5. 環境保全と経済発展の好循環の推進	5-1 環境関連産業の創出と振興	5-1-1 環境関連産業の研究開発・事業化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物の発生抑制・減量化、再利用・再生利用を促進するための研究・技術開発を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の排出事業者等が行う研究開発に対する助成 H22: 1件→ H23: 3件→ H24: 5件→ H25: 2件 ・島根県産業技術センターで技術開発や産業廃棄物を原料とした製品等の基礎研究を実施 H22: 3件→ H23: 4件→ H24: 4件→ H25: 5件 ○しまねグリーン製品の認定・普及啓発 H22: 93品→ H23: 96品→ H24: 109品→ H25: 80品 	<ul style="list-style-type: none"> ○需要に応じた製品開発のための事業者・関係機関の連携の促進が必要 ○しまねグリーン製品認定制度は、認定製品数が減少しており、認定メリットに課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者、研究機関及び需要先等産業間の連携を図り、事業化につながる機会を創出 ○展示会出展など県内外の販路拡大支援の強化や、事業者の個別具体的な課題への支援が必要
		5-1-2 新分野参入への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○誘致企業が行う使用済みペットボトルを原料としたリサイクルペレットの製造と、食品トレー増産のための工場増設を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境関連企業に対しての積極的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○しまねグリーン製品については、販路拡大に向けたPRの強化や、需要先拡大のための利用実績アップにむけた支援策の検討が必要 ○引き続き環境関連企業の誘致を積極的に推進
	5-1-3 環境関連産業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進計画策定市町村 H25: 1市 ○バイオマス産業都市の指定(国) H25: 1町 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、事業者、民間団体等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県バイオマス活用推進計画」の取組推進 ○市町村のバイオマス活用推進計画の策定支援 	
		5-1-4 地域資源を活用した環境関連産業の振興			
		5-1-5 環境配慮型経営・サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○エコアクション21認証取得事業者など環境配慮型経営に取り組む事業所は漸減 エコアクション21認証・登録事業所数(a)及びISO14001適合組織数(b) H23: 109団体→ H24: 109団体→ H25: 102団体 (a) 27団体 → 29団体 → 28団体 (b) 82団体 → 80団体 → 74団体 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の環境意識は高まっているが、環境マネジメントシステムの導入に結びついていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、環境マネジメントシステムの導入メリット等の啓発強化
	5-2 環境関連市場の活性化	5-2-1 環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県グリーン調達推進方針に基づき、県が率先してグリーン購入を促進 ○エコショップの認定店舗数 H23: 244店舗→ H24: 221店舗→ H25: 205店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい商品の購入など、消費者への意識啓発が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、関係機関と連携し、消費者への意識啓発を強化

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H25実績・評価	課題	今後の方向性
6. 環境保全に向けての参加の促進	6-1 環境教育・環境学習の推進	6-1-1 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物普及啓発リーフレットを作成し、各小学校に配布 ○自主的に環境教育に取り組む学校数 H23: 216校 → H24: 232校 → H25: 241校 ○「学校版エコライフチャレンジしまね」参加校数 H23: 306校 → H24: 306校 → H25: 300校 ○こどもエコクラブ登録数 H23: 64クラブ → H24: 35クラブ → H25: 29クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校での環境教育を支える体制の強化 ○有効活用に向けた普及啓発、未登録学校への情報提供 ○こどもエコクラブの継続にはH24から年度初めの再登録が必要となったことや、こどもの課外活動の多様化などから、子どもエコクラブの継続や新たな取組が難しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会や私立学校との連携・情報共有を図り、「学校における環境教育の手引」や「環境アドバイザー」等の派遣も活用し、市町村や学校、公民館等関係者の取組を強化 ○教育委員会との連携による周知・普及 ○市町村との連携によるこどもエコクラブ制度の周知・普及
	6-2 各主体の環境保全活動の促進 6-3 参加と協働による地域環境づくりの推進	6-2-4 県民、NPO法人、民間団体の環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動を実践するNPO法人数 ・H23: 103団体 → H24: 109団体 → H25: 115団体 ○助成制度によりNPO法人等に対する環境保全活動を支援 ・環境保全活動支援助成金の交付件数 H23: 36件 → H24: 23件 → H25: 16件 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人等は、資金や人材不足等に課題を抱えており、自立した運営と継続的な活動を行える支援施策が必要 ○行政とNPO法人等が課題を共有しあえる場が必要 ○活動現場のニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人の活動基盤整備が重要となるため、資金調達、法人運営等についてセミナーを開催 ○行政との協働推進について、行政職員やNPO等関係者への研修会を開催 ○制度の更なる周知、ニーズを踏まえた制度の充実